

2014年度 離島対策等支援事業 実績報告（案）

1. 収支報告

収入は、特定再資源化預託金等からの出えんが 151,960 千円、その他の収入等が 373 千円あり、収入総額は 152,333 千円となった。

支出は、離島対策支援事業として 93,782 千円の出えんを行い、不法投棄等対策支援事業としての出えんはなかった。調査費 197 千円、理解普及活動費 495 千円、その他の事業費支出は 25,989 千円であり、事業費支出の合計は 120,463 千円となった。また、管理費等は 22,320 千円の支出となり、事業全体の支出総額は、142,783 千円となった（前年度比 98.6%、予算比 80.3%）。

これにより、当期収支差額は、9,550 千円となり、前期繰越金 34,124 千円と合わせ、次期繰越金は 43,674 千円となった。

【2014 年度の収支概要】

(単位：千円)

		2013	2014 *				2015
		実績	予算	実績	差異		予算
収入	特定再資源化預託金等からの出えん	152,000	152,000	151,960	-40		132,000
	その他の収入等	19	19	373	354		18
	計	152,019	152,019	152,333	314		132,018
支出	離島対策支援事業	95,948	113,874	93,782	-20,092		108,596
	不法投棄等対策支援事業	121	227	0	-227		0
	調査費	166	500	197	-303		700
	理解普及活動費	418	500	495	-5		500
	その他の事業費(人件費)	28,656	30,070	25,989	-4,081		29,343
	事業費	125,309	145,171	120,463	-24,708		139,139
	管理費等	19,466	24,462	22,320	-2,142		20,117
	予備費	-	8,144	-	-		8,155
	計	144,775	177,777	142,783	-34,994		167,411
当期収支差額		7,244	-25,758	9,550	35,308		-35,393
前期繰越収支差額		26,880	33,758	34,124	366		43,393
次期繰越収支差額		34,124	8,000	43,674	35,674		8,000

* その他の収入等には、久米島町の誤った事務手続きによる過大申請分 351 千円の返金を含む。

* 予備費の当初予算額 8,205 千円のうち、ソフトウェア購入費として管理費等へ 61 千円を充当した。

2. 事業実績

2-1. 離島対策支援事業

1) 出えん実績

82 市町村から 26,209 台、113,874 千円の事業計画書の提出を受けたが、申請は計画書を提出した 75 市町村に加え、保有台数 100 台以下のため計画書の提出が不要であった 12 市町村、計 87 市町村から 23,380 台（計画比 89.2%）、93,782 千円（同 82.4%）を受付けた。申請内容を確認した結果、全て適正であったため出えんを実施した。

（別紙 1 参照）

台数については、前年度と比較して 44 市町村及び前年度は申請がなかった 6 市町村で 2,582 台の増加、35 市町村及び今年度は申請がなかった 7 市町村で 2,121 台の減少、2 市町村については同数となり、全体で 461 台の増加となった。殊に、使用済自動車が増留する以前の平均申請実績に回復した佐渡市（501 台増）、休眠していた事業者が稼働を再開した宮古島市（402 台増）の影響が大きい。

出えん額については、前年度と比較して 45 市町村及び前年度は申請がなかった 6 市町村で 9,592 千円の増加、36 市町村及び今年度は申請がなかった 7 市町村で 11,758 千円の減少となり、全体で 2,166 千円の減少となった。

台当たり輸送単価は 5,016 円と前年度に比べ 218 円の低下となった。これは、単価が比較的高価な隠岐の島町、新島村、対馬市の台数減少による低下（123 円相当）、単価が比較的安価な佐渡市、宮古島市の台数増加による相対的低下（93 円相当）、石垣市での単価見直しによる低下（57 円相当）の影響が大きい。実績全体では 349 の単価があり、軽自動車では最小単価が 1,000 円（宮古島市）、最大単価が 38,880 円（小笠原村）、普通自動車では最小単価が 1,500 円（宮古島市）、最大単価が 46,440 円（小笠原村）であった。

【事業実績の推移】

	2010	2011 *1	2012	2013 *2	2014		2015
						対前年度	計画
離島市町村数	132	132	132	136	136	0	136
事業対象市町村数	123	123	123	125	125	0	125
計画市町村数	117	118	88	85	82	-3	82
計画あり市町村数	86	78	77	76	75	-1	-
計画なし市町村数	-	-	6	12	12	0	-
申請市町村数	86	78	83	88	87	-1	-
保有台数	419,923	420,599	408,653	398,187	422,299	24,112	422,419
計画台数	33,980	29,472	23,321	24,989	26,209	1,220	25,234
申請台数	24,971	18,039	21,653	22,919	23,380	461	-
申請台数保有比(%)	5.9	4.3	5.3	5.8	5.5	-0.3	-
計画額(千円)	171,617	147,611	115,340	110,476	113,874	3,398	108,596
申請額(千円)	111,699	82,793	100,345	95,948	93,782	-2,166	-
計画に対する申請比(%)	65.1	56.1	87.0	86.8	82.4	-4.4	-
台当たり輸送単価(円)	5,592	5,738	5,794	5,234	5,016	-218	5,380

*1 運用の変更に伴い対象期間を見直したため、第 3 四半期までの申請となった。

*2 離島振興法改正に伴い離島市町村が 4 市町増え、うち広島市、小豆島町が事業対象となった。

2) 支援活動実績

(1) 計画と実績の乖離解消

事業計画と申請実績の乖離を解消するため、以下の条件に該当する 19 市町村について、計画の精度向上又は事業の活用促進を支援した。

- ・ 2014 年度保有台数が 101 台以上
- ・ 2013 年度実績又は 2014 年度事業計画の平均海上輸送単価が 4,000 円以上
- ・ 2013 年度事業費予算執行率が 80%未満又は 120%超
- ・ 過去 3 年間平均実績額（2011～2013 年度）が 2014 年度事業計画額の 80%未満又は 120%超

① 計画の精度向上

5 市町村（竹富町、利尻町、栗国村、羽幌町、宇和島市）については、2014 年度の申請状況を注視し、2015 年度事業計画策定時に情報提供やデータに基づく助言等を実施した。

計画台数策定手法に課題があった竹富町については、島内保有台数の再調査や島外に搬出される自動車の種別構成の追加調査を依頼し、計画台数の推計精度向上を支援した。その結果、2015 年度の事業計画はより実態に見合ったものが策定され、過去 3 年間平均実績額は計画額の 80%以上 120%以下であり、過去の実績から大幅な乖離は見られなかった。今後は、2015 年度の実績額を確認し、事業費予算執行率を検証する。

一方、2013 年度に計画の精度向上を支援した 4 市町村（利尻町、栗国村、羽幌町、宇和島市）については、2014 年度の計画と実績の整合性を確認した。その結果、利尻町と栗国村については、2014 年度事業費予算執行率が 80%以上 120%以下となり、計画の精度が向上していることがわかった。羽幌町については、2014 年度事業費予算執行率が 80%以上 120%以下とならなかったものの、申請された自動車の種別構成の変動に伴う実績差異であることから、計画の精度向上支援を完了とする。宇和島市については、計画の見直しが図られているものの、申請実績は 2013 年度 6 台から 1 台へ減少したことから、2015 年度以降は事業の活用促進の観点から支援を継続する。

（別紙 2 参照）

② 事業の活用促進

関連事業者の稼働が課題の 3 市町（土庄町、瀬戸内町、笠岡市）については、2014 年度に育成支援を実施した結果、全 5 事業者が稼働し申請実績は計 62 台となった。なお、2013 年度に育成支援を実施した 4 村（南大東村、伊是名村、北大東村、渡嘉敷村）については、2014 年度も引き続き全 4 事業者が稼働し、申請実績は 2013 年度 164 台から 196 台まで更に増加した。事業者ごとに差があるものの、今後も安定した実績が見込めることがわかった。

個別に課題を特定した 7 市町村（与那国町、礼文町、利尻富士町、小値賀町、栗島浦村、唐津市、丸亀市）については、担当者と共に次の対応策を検討・実施し課題の解消を図った。

一部の事業者の申請が遅延していた 3 町（礼文町、利尻富士町、小値賀町）については、当該事業者に対し 3 町を通じて指導を行ったところ、改善されて申請遅延が解消した結果、申請実績は 2013 年度 121 台から 241 台まで増加した。この結果、今後も申請期間の遵守が見込めることとなった。

定期貨物船の休航により 2013 年 11 月から使用済自動車が滞留していた与那国町については、新たな輸送手段の確保を検討するよう関係者に対し働きかけた。その結果、運航再開が

決定し、2015 年 3 月から事業活用が再開された。

離島住民に対するアンケート等により、関係者の事業認知度等に課題があった 3 市村（粟島浦村、唐津市、丸亀市）については、住民や本土事業者へ事業周知チラシ等による事業周知を実施したため、2015 年度以降も引き続き申請状況を注視する。

（2）新規離島における事業の早期定着化

離島振興法改正に伴い、新たな事業の対象離島で 2014 年度から事業活用を開始した 4 市町（広島市〔似島〕、小豆島町〔小豆島〕、土庄町〔小豆島、沖之島〕、松山市〔興居島〕）について、四半期ごとに担当者へ課題の有無を確認しつつ、関係者に対する事業説明等の支援を行った。その結果、担当者の理解が進み単独での問い合わせ対応や関連事業者への指導等が可能となり、4 市町で事業の運用体制が整った。殊に、保有台数が 2 万台以上の大規模離島である小豆島について、申請実績は小豆島町で 116 台、土庄町で 220 台となり、申請手続きが円滑に行われていることを確認した。上記 2 町については、計画の精度向上及び事業の活用促進も支援していることから、2015 年度以降も引き続き申請状況を注視し、事業者の稼働状況等に課題がある場合は育成等の対応を図る。

一方、他離島で既に事業を活用している松山市、保有台数が 100 台以下のため計画書の提出が不要の広島市については、未だ対象離島からの申請実績に繋がっていないものの、市を通じて事業周知チラシの全戸配布等による事業周知を実施したことから、2015 年度以降は経過観察とする。

（3）事業認知度の維持・向上

① 事業周知媒体の作成と展開

2013 年度に周知効果を確認した事業周知チラシ・ポスターについて、2014 年 11 月により分かりやすいデザインへ刷新した。事業対象の全 125 市町村へ要望を確認し、チラシ（44 市町村 11,370 枚）ポスター（46 市町村 328 枚）を配布した。

② 事業認知度に関する分析

2013 年度の事業認知度調査において、事業を認知している住民が 5 割未満であると回答した 34 市町村について現状分析を行ったところ、2013 年度申請台数保有比が 3.0%以上であり関連事業者を中心に事業が活用されている 16 市町村、2014 年度保有台数が 20 台以下であり自動車所有者が少ない 9 市町村を除き、9 市町（笠岡市、三原市、福岡市、新宮町、下関市、多度津町、佐伯市、松浦市、三豊市）に課題があることがわかった。

住民への周知が不足していた 2 市（笠岡市、三原市）については、自治会長を通じてチラシの全戸配布、公民館等でのチラシ配布による事業周知を実施し、事業認知度の向上を図るとともに、島内に出入りする関連事業者への事業説明等を実施した。

自動車所有者が少ないことから住民への効果的な周知が困難な 5 市町（福岡市、新宮町、下関市、多度津町、佐伯市）については、市町内に所在する一定規模の関連事業者 40 事業所に対し市町を通じて事業周知チラシ等を配布した。当該関連事業者に事業の活用予定がない場合でも、取引のある引取業者や住民への事業周知を依頼した。

2015 年度は、課題を特定できなかった 2 市（松浦市、三豊市）について、住民が事業を必要としているのか、直接住民への調査を実施する。

③ 離島近隣の本土事業者に対する周知

本土近郊型の小規模離島が多い瀬戸内圏において、四国又は本州における一部の本土事業者が事業を認知しないまま使用済自動車等を収集しており、事業の活用が進まないことから、離島近隣の本土事業者への事業周知を網羅的に実施した。

具体的には、離島市町村以外を含めた瀬戸内4県（岡山県、広島県、香川県、愛媛県）に所在する一定規模の解体業者117事業所へ事業周知チラシ等を配布した。また、当該解体業者に事業の活用予定がない場合でも、取引のある引取業者や住民への事業周知を依頼した。

2015年度は、瀬戸内圏同様に本土近郊型の小規模離島が多い三陸近隣の4市町（気仙沼市、塩竈市、石巻市、女川町）及び天草諸島近隣の2市町（天草市、長島町）の本土事業者への事業周知を実施する。

（４）市町村からの要請対応

2013年度に課題の解消を支援した3市（佐渡市、石垣市、壱岐市）について、以下の対応を実施した。

佐渡市については、新たな輸送手段の確保後、関連事業者に対し市を通じて事業の活用促進及び申請期間の遵守を指導した結果、申請実績が2013年度1,811台から2,312台まで増加した。使用済自動車が増加する以前の平均申請実績まで回復したことにより、課題が解消したことを確認した。

石垣市については、新たに輸送単価を設定した使用済自動車等を他廃棄物と混載したコンテナによる輸送での申請実績が23台となり、混載による運用が開始されたことを確認した。

壱岐市については、増加傾向にある中古自動車の島外搬出台数の調査を依頼し、計画台数の推計精度向上を支援した。その結果、約2割程度が中古自動車として島外搬出されることがわかったため、計画台数は2014年度1,000台から790台となり、より実態に見合った計画が策定された。2015年度は、実績額を確認し事業費予算執行率を検証する。

（５）受付支払業務確認検査及び申請書受付時の証憑確認

市町村において適切に受付支払業務が実施されていることを確認するため、現地での受付支払業務確認検査を2市町491台に対し実施し、適切に受付支払業務が実施されていることを確認した。また、申請書受付時の証憑確認を22市町村1,998台に対し実施した。4市町村78台については正しい証憑が収集されていなかったため、正しい証憑を収集するよう指導し、後日証憑が収集されたことを確認した。

別途、久米島町については、誤った事務手続きにより収集された証憑よりも出えん申請額が過大であることがわかったため、誤った事務手続きを開始した2011年度からの全申請車台740台について証憑確認を追加実施した。その結果、2014年度分は30台（差額54,440円）、過年度分は281台（差額350,576円）の計311台（差額405,016円）は収集された証憑よりも出えん申請額が過大であったため、2014年11月に久米島町に対し差額の返還を求めると共に、再発防止策を検討・実施するよう指導したところ、2015年3月に久米島町から差額を受領し、再発防止策が実施されていることを確認した。2015年度も引き続き、証憑確認を実施する。

2－2．不法投棄等対策支援事業

1) 出えん実績

2014 年度は、前年度に実施した調査の結果に基づき、1 自治体の 1 事案について 227 千円を予算化していたが、事業の活用には至らなかった。これは、当該自治体が本事案について不法投棄等対策支援事業の法定要件（廃棄物処理法第 19 条の 7 第 1 項）を満たさないことを確認し、最終的に他法令に基づき使用済自動車进行处理することを決定したことによる。また、年度途中で事案の発生もなかったため、出えんはなかった。

2) 支援活動実績

(1) 事業活用を検討している自治体への支援

事業活用を検討していた 1 自治体の 1 事案について、担当者へ不法投棄等対策支援事業要綱や手引書を送付し、事業活用方法や他事案の活用事例を案内した。検討状況を確認しつつ担当者と共に事業活用に向けて検討したものの、本事案は事業を活用せず公費を原資として適切に使用済自動車进行处理したことを確認した。

(2) 問い合わせ対応

事業に関する問い合わせ 47 件に対応した。主な内容は、事業についての問い合わせ 36 件、廃棄物処理法に関する問い合わせ 1 件、その他 10 件であった。必要に応じて、担当者へ不法投棄等対策支援事業要綱や手引書を送付し、事業活用方法や他事案の活用事例を案内した。

(3) 事業活用見込み調査

第 26 回離島対策等検討会で報告の通り、2014 年 12 月に 47 都道府県・71 保健所設置市計 118 自治体に対し 2015 年度の事業活用見込み等を調査し、事業活用を検討している自治体がないことを確認した。

(4) 手引書の改訂

不法投棄等対策支援事業を活用する地方公共団体からの委託により、当財団が使用済自動車等の「引取り・再資源化等」を実施する場合における申請手続きをより分かりやすいものにするため、2015 年 1 月に不法投棄等対策支援事業要綱及び手引書を改訂した。具体的には、「引取り・再資源化等」の申請手続きについて申請書類の記入例と解説を追記し、申請書類のサンプルを例示した。